掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模以上とすることとした。（第二条及び第七条関係）

㈠　㈡に掲げる場合以外の場合　一ヘクタール

㈡　当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合　〇・五ヘクタール

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

---

**◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第九九号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の特例の適用期間を令和六年三月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

---

**◇自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第一〇〇号）（国土交通省）

一　自動車損害賠償保障法施行令の一部改正関係

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二　自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令の一部改正関係

1　題名を「自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令」に改めることとした。（題名関係）

2　自動車事故対策事業賦課金の金額を定めることとした。（第一条関係）

三　特別会計に関する法律施行令の一部改正関係

自動車事故対策勘定における被害者保護増進等事業及び自動車損害賠償責任再保険事業等に係る損益計算上の利益及び損失の額の算定方法を定めることとした。（第六五条及び附則第二二条関係）

四　国土交通省組織令の一部改正関係

自動車局並びに自動車局総務課及び安全政策課の所掌事務を変更することとした。（第一二条、第一三一条、第一三二条、附則第五条の二及び附則第二四条の二関係）

五　附則

この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

---

**◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令**（政令第一〇一号）（文部科学省）

1　小中学校等教職員定数の標準に関する経過措置

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三三年法律第一一六号）の一部改正における小中学校等教職員定数の標準に関する経過措置に伴い、令和五年度における義務教育諸学校の教職員定数の標準を定めることとした。（附則第二条関係）

2　施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

---

**◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一〇二号）（文部科学省）

1　学級編制の標準に関する経過措置

令和五年度における一学級の児童の数の標準を四〇人とする学年は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）第五学年及び第六学年とすることとした。（第一条関係）

2　施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

---

**◇高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇三号）（文部科学省）

1　保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者の特例

㈠　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二二年政令第一一二号）第一条第二項に規定する者のうち、特例受給資格者（就学支援金が支給される月の初日において生徒等の保護者等が負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務することができないこと、解雇された後雇用されないことその他の従前得ていた収入を得ることができない事由に該当する場合であって、当該就学支援金が支給される月の前月以前の直近の連続する三月の期間の当該保護者等の収入の状況が継続するものとした場合に当該保護者等が一年間において得ると見込まれる収入の額等に基づいて算定する算定基準額に相当する額が一五万四、五〇〇円未満である生徒等をいう。）は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二二年法律第一八号。以下「法」という。）第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者に該当しないものとした。（第一条第三項関係）

㈡　法第五条第二項の政令で定める受給権者に、特例受給資格者である受給権者を加えることとした。（第四条第二項関係）

2　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

---

**◇株式会社地域経済活性化支援機構法施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇四号）（内閣府本府）

1　株式会社地域経済活性化支援機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額の限度額を三兆円とすることとした。（第四条関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

---

**◇土地改良法施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇五号）（農林水産省）

1　都道府県営土地改良事業として低炭素排出土地改良施設整備計画に従って農業用用排水施設の新設等を行う事業を追加するとともに、当該事業及び同内容の団体営土地改良事業に対する国の補助の割合に関する規定を整備することとした。（第五〇条第一二項、第五〇条の二の二第二項第二号及び第九号、第七八条第一項第二号の一一及び第八号の四、第二項並びに第五項並びに附則第六条第二項関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

---

**◇沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇六号）（内閣府本府）

1　医療資金における貸付対象者の追加

沖縄において病院等を開設する労働者協同組合に対し、必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとした。（第三条第二項第五号及び第七号関係）

2　施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

---

**◇地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇七号）（財務省）

1　政府が、保険会社との間に締結する地震再保険契約は、保険会社が支払う保険金額が一、五三三億円（改正前一、二五九億円）を超える場合に、一、五三三億円を超えて二、一六三億円